

生保基準引き下げは違憲… 富山「生存権裁判」

6月22日
富山地裁で

第1回 口頭弁論

多くの参加を!傍聴席(35席)いっぱい



富山地裁に向かう弁護団と「反-貧困ネット」のメンバー(2015.1/8)

第1回「口頭弁論」

- 6月22日(月)
14時30分~15時(30分間)
- 富山地裁・第1号法廷
パワーポイントを使って弁論します。

弁護団 見て、聞いて…わかる弁論で

生活保護基準の引き下げは憲法二十五条違反——今年1月8日、富山市在住の生活保護受給者二人が富山市と国を相手に富山地裁に提訴。その「富山生存権裁判」の第1回「口頭弁論」が六月二十二日、富山地裁の第一号法廷で行われます。マスコミも注目しています。第一号法廷は傍聴席が三十五席… 傍聴席がいっぱいになるよう、会員の皆さんと賛助団体から、多数の参加をよびかけます。

原告も陳述

五月十八日に「弁護団・支援者合同会議」を開催。会議には青島弁護団長、西山事務局長、「反-貧困ネット」の松浦代表世話人、吉田事務局長らが出席。第1回口頭弁論の詳細について協議しました。確認されたことは… ①パワーポイントを使って「見て、聞いて、わかる弁論」を行う。(富山地裁でおそらく初) ②弁論内容は「訴状の要旨」「訴訟の背景となる貧困の現状等」の二つ。③原告の意見陳述(一人)を実施する。… また、「口頭弁論終了後「報告集会」を開催する

社会的アピールの機会

「生存権裁判」は、生活保護基準引き下げの違憲性を明らかにし、国に撤回を求めるものですが、同時に、多くの国民・県民に、社会的背景と貧困の現状を社会にアピールする目的があります。わかりやすい弁論は、マスコミ報道に影響し、裁判長の理解を促します。また、大勢の傍聴者は、関心の拡がりの反映として裁判長にもインパクトを与えます。多くの皆さんの参加を!

2015.4/1の基準引き下げに新たに2人が審査請求
5月末、4/1の3段階目の生保基準引き下げに対して、新たな2人を加えて5人が審査請求をしました。

第1回口頭弁論 報告集会

…記者会見…

- 6月22日(月)15時20分より
 - 富山県弁護士会館・3階会議室
- …口頭弁論の傍聴に引き続き、参加をお願いします…



反-貧困ネットワークとやま メールニュース

No.⑪ 2015.6/8 発行; ネット事務局 E-mail; info@fureai.tv